

豊山町地域公共交通会議設置要綱の一部改訂新旧対照表（案）

新	旧
<p>(交通会議の構成員)</p> <p>第3条 交通会議の構成員は、<u>16人</u>以内とし、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。</p> <p>(1) 町長又はその指名する者</p> <p>(2) 町内に路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者</p> <p>(3) 住民又は利用者の代表</p> <p>(4) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(5) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者</p> <p>(6) 愛知県尾張建設事務所長又はその指名する者</p> <p>(7) 西枇杷島警察署長又はその指名する者</p> <p>(8) 愛知県地域振興部交通対策課長又はその指名する者</p> <p>(9) 学識経験者</p> <p>(10) 前各号に掲げる者のほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者</p>	<p>(交通会議の構成員)</p> <p>第3条 交通会議の構成員は、<u>15人</u>以内とし、次に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。</p> <p>(1) 町長又はその指名する者</p> <p>(2) 町内に路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者</p> <p>(3) 住民又は利用者の代表</p> <p>(4) 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(5) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者</p> <p>(6) 愛知県尾張建設事務所長又はその指名する者</p> <p>(7) 西枇杷島警察署長又はその指名する者</p> <p>(8) 愛知県地域振興部交通対策課長又はその指名する者</p> <p>(9) 学識経験者</p> <p>(10) 前各号に掲げる者のほか、町長が交通会議の運営上必要と認める者</p>